

PCB廃棄物（使用中含む）の期間内の処分をお願いします！

～低濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の期限が迫っています～

【処分期間～石川県の場合～】

- 1 低濃度PCB廃棄物・使用製品 : 令和9年3月31日まで
- 2 高濃度PCB廃棄物・使用製品 : 処分期間終了
 - (1) 変圧器・コンデンサー等 : 令和4年3月31日まで
 - (2) 安定器及び汚染物等 : 令和5年3月31日まで

万が一、高濃度PCB廃棄物・使用製品を発見した場合は、至急県にご連絡ください。

<代表的な高濃度PCB廃棄物・使用製品>

変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3：2）で満たされています。

平成5年（1993年）以前に製造されたもの、及び、平成6年（1994年）以降の製造であっても絶縁油の入替やメンテナンスが行われたものが調査対象*となります。



コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。

平成2年（1990年）以前に製造されたものが調査対象*となります。



安定器

業務用・施設用の蛍光灯、水銀灯等の照明器具の一部に、数10g程度のPCB油が含浸されたコンデンサーを使用した安定器があります。

昭和52年（1977年）3月までに建設・改修された建物の全数調査（銘板での確認）が必要となります。



*調査対象は、絶縁油を採取しPCB濃度を測定する必要があります。（銘板でPCB廃棄物に該当することが明らかな場合を除く）

処分期間内に、適正に処理する必要があります！

<処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなり、罰則もあります>

- ・高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の認定又は都道府県知事の許可を受けた施設で、それぞれ処分する必要があります。
- ・無許可の業者に処分を委託すること、無許可で処分を受託することは禁止されています。
- ・保管事業者の責任において適正に処理する必要があり、PCB廃棄物の譲渡し・譲受けは原則禁止されています。

石川県資源循環推進課：TEL076-225-1474（事業場が金沢市以外）
金沢市ごみ減量推進課：TEL076-220-2521（事業場が金沢市内）